

一般社団法人チャイルドライフ 定款

平成 23 年 8 月 2 日作成

(平成 23 年 9 月 1 日登記)

平成 23 年 12 月 28 日変更 (目的事項の変更)

(平成 24 年 1 月 5 日登記)

平成 26 年 3 月 10 日変更 (主たる事務所移転・目的事項の変更)

(平成 26 年 3 月 12 日登記)

令和 2 年 6 月 1 日変更 (目的の変更)

(令和 2 年 6 月 8 日登記)

令和 2 年 11 月 16 日変更 (目的の変更)

(令和 2 年 11 月 17 日登記)

令和 5 年 6 月 26 日変更 (目的の変更)

(令和 5 年 6 月 30 日登記)

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人チャイルドライフと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都八王子市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 児童・青少年の健全育成及び障害者の支援並びに教育・スポーツ等を通じて地域社会の健全な発展に寄与するとともに、地域社会における豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
 - (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
 - (2) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
 - (3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - (4) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
 - (5) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
 - (6) 保育所の設置運営
 - (7) 放課後児童健全育成事業
 - (8) 子育て支援事業
 - (9) 移動支援事業
 - (10) 福祉有償運送事業
 - (11) スポーツの普及新興に関する事項
 - (12) スポーツ選手・スポーツ団体の育成に関する事業
 - (13) その他、社会福祉およびスポーツを目的とする事業の企画及び実施
 - (14) 前各号に付帯又は関連する一切の業務
- 2 知識向上の普及と振興に関するキャリア教育事業活動を行い、それをもって最新の知識を得ることにより専門性を高め、健康に寄与することを目的とする事業
 - (1) セミナー、研修、講習会及び各種講座の企画及び運営並びに管理それらの受託事業
 - (2) 国内外の関連団体との連携及び交流事業
 - (3) 国内外における人材育成のための教育事業並びに職業能力の向上を図るための事業
 - (4) インターネットを使用したセミナー事業
 - (5) 旅行業、旅行業者代理業、旅行サービス手配業
 - (6) 損害保険の代理業務
 - (7) 生命保険の代理業務
 - (8) 前各号の付帯又は関連する一切の業務

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 総社員が同意したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。

ただし、退社しようとするときは、当法人に、その旨書面をもって30日前までに届出なければならない。

(除名)

第9条 社員が、当法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反する行為をしたとき、若しくは社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議により除名することができる。

但し、当該社員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第18条 当法人に次の役員を置く。

理事 1名以上

(選任等)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第 21 条 当法人は、代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬)

第 22 条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 23 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- 1 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 2 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- 3 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 5 章 基金

(基金の拠出)

第 24 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 25 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 26 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第 27 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第29条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第7章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により変更することができる。

(解散)

第31条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第32条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

この定款は当法人の現行定款と相違ない

令和 年 月 日

一般社団法人チャイルドライフ
代表理事